

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 令和2年度保険料の 料率などが決まりました

国民健康保険は 毎年、 料率が変わります

国 民健康保険料は、世帯主に課せられ、世帯収入や世帯構成などに応じて変わります。「被保険者均等割」「世帯別平等割」「所得割」についてそれぞれ医療分、支援分、介護分を計算し、その3つを

合算した額が、その世帯の1年間の保険料になります。(介護分は40歳以上65歳未満の人に限りません)

後期高齢者医療制度の料率 などは2年ごとの見直し

原則75歳になると自動的に加入することになる後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者ごとに課せられ

ます。全ての方が同じ額を負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合算で年間保険料が決まります。

個別に通知します

それぞれ年間保険料を記載した通知書を郵送しますので、お手元に届いたら確認をお願いします。

国民健康保険料について

市区保険年金課

区	電話	ファクス
中	504-2555	541-3835
東	568-7711	262-6986
南	250-8941	252-7179
西	532-0933	232-9783
安佐南	831-4929	877-2299
安佐北	819-3909	815-3906
安芸	821-4910	822-8069
佐伯	943-9712	923-5098

後期高齢者医療保険料について

市区福祉課

区	電話	ファクス
中	504-2570	504-2175
東	568-7730	568-7781
南	250-4107	254-9184
西	294-6218	233-9621
安佐南	831-4941	870-2255
安佐北	819-0585	819-0602
安芸	821-2808	821-2832
佐伯	943-9729	923-1611

国民健康保険料 通知は6月中ごろ郵送

令和2年度 (1世帯の年額)	被保険者均等割 (加入者1人につき)			+	世帯別平等割 (1世帯につき)			+	所得割 (令和元年中の基礎 控除後所得額 ^{※2})			1世帯当たりの 最高限度額
	【医療分】	【医療分】	【医療分】		【医療分】	【医療分】	【医療分】					
	【支援分】	【支援分】	【支援分】		【支援分】	【支援分】	【支援分】					
	【介護分】	【介護分】	【介護分】		【介護分】	【介護分】	【介護分】					
	2万5399円	2万6837円 ^{※1}	100分の7.51		2万6837円 ^{※1}	100分の7.51		63万円		63万円		63万円
	8,232円	8,699円 ^{※1}	100分の2.47		8,699円 ^{※1}	100分の2.47		19万円		19万円		19万円
	8,796円	6,771円	100分の2.16		6,771円	100分の2.16		17万円		17万円		17万円

※1 保険料緩和措置あり
※2 総所得金額などから基礎控除額(33万円)を差し引いた額

昨年度より合計で3万円引き上げ

後期高齢者医療保険料 通知は8月中ごろ郵送

令和2・3年度 (1人の年額)	均等割額 (加入者1人につき)		+	所得割額 (被保険者の前年の総所得金額など ^{※4} から 基礎控除額(33万円)を差し引いた額)×所得 割率8.84%		1人当たりの 最高限度額
	4万6451円 ^{※3}					
	4万6451円 ^{※3}					64万円

※3 世帯内の被保険者と世帯主の前年中の所得の合計額などにより、軽減措置あり
※4 「公的年金収入-公的年金控除」、「事業収入-必要経費」などで社会保険料控除などの各種所得控除前の金額。退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式などの譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額などに含む

昨年度より2万円引き上げ

新型コロナウイルス感染症の 影響を受けた人への生活支援

- 保険料の支払いが困難な場合には、保険料の減免、徴収猶予制度があります
- 会社などを休み、事業主から十分な給与などが受けられない場合に傷病手当金が支給されます

詳しくは、5月22日発行のひろしま市民と市政(号外)をご覧ください。

補助金制度をご利用ください 止水板で浸水対策を

浸水被害を受けたことがある、またはその恐れがある場所の建物に、止水板の設置を検討している人は、今年度から始まった補助制度をご利用ください。

計画調整課(☎504-2413、☎504-2429)

総合的な浸水対策は 公助と自助

近 年、集中豪雨が増加し、全国的に浸水被害が多発しています。

浸水被害を軽減するためには、本市が進めている施設整備などの長期・抜本的な対策と市民の皆さんが行う対策を組み合わせ、総合的に進めていくことが有効です。

そのため、市では、市民が自ら設置する止水板の購入や、その設置工事にかかる費用の一部を補助する、新たな補助制度を開始しました。

土のうより手軽な止水板

止水板は、土のうなどと比べて短時間で設置できるため、急な増水にも素早く対応することができます。

購入や工事着手前に申請を

補助金を受けるには、補助対象(右参照)であることを確認の上、申請書と必要書類を提出してください。市が受け付けた後、現地確認などの審査を行います。

補助金交付決定前に止水板を購入したり設置工事に着手した場合、補助金の交付ができません。



道路にあふれた雨水の浸入を防止するため、豪雨時に建物の出入口などに設置するものです



- 【補助対象】次の①～③全てに該当する場所、建物、人^{など}
- ①市内の市街化区域で、過去に浸水被害があった場所や浸水被害が発生する恐れがある場所
 - ②戸建住宅、マンション、店舗、事務所^{など}
 - ③対象となる建物などを所有または使用している人

【補助金額】止水板の購入や設置工事にかかる費用の2分の1(上限50万円)

制度の詳細や申請書のダウンロードなど詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、計画調整課へお問い合わせください。